

候補者氏名	清水 秀三郎	所属党派	無所属	期間	7月11日から 8月20日まで	第1回分
出納責任者氏名	佐々木 将臣					

収入			支出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄 附 額)	円	
			人件費	92,000
			家屋費	37,400
佐々木 正行	会社役員	1,000,000	選挙事務所費	37,400
佐々木 将臣	会社役員	1,000,000	集会会場費	0
黒田 増子	主婦	50,000	通信費	2,697
柳田 知美	主婦	30,000	交通費	0
加藤 俊雄	会社役員	50,000	印刷費	1,138,732
田嶋 史朗	会社役員	24,600	広告費	489,060
檜山 徹	会社役員	20,000	文具費	32,457
			食糧費	17,239
			休泊費	0
			雑費	17,725
その他の寄附	28件	233,000		
その他の収入		2,000,000		
今回計		4,407,600	今回計	1,827,310
前回計		-	前回計	-
総 計		4,407,600	総 計	1,827,310

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	1,138,732円
	計	1,138,732円

報告書受理年月日	平成26年8月21日	第1回報告分
----------	------------	--------

選挙管理委員会



公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月13日

長野県知事 阿 部 守 一

1 申請のあった年月日

平成27年6月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ともそだちプラネット

3 代表者の氏名

目黒 健太

4 主たる事務所の所在地

岡谷市湊五丁目13番7号

5 定款に記載された目的

この法人は、困難を抱える青少年に対して、地域に住む方々と共に、障害福祉、児童福祉に関わる事業を行うことにより、もって共に生きる地域づくりの推進に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年7月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人サポートC
- 3 代表者の氏名
原 房子
- 4 主たる事務所の所在地
茅野市塚原一丁目1番1号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、市民に対して、芸術文化活動の推進と支援に関する事業を行い、文化的な地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年7月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人未来の風
- 3 代表者の氏名
北野 とみ江
- 4 主たる事務所の所在地
松本市出川二丁目24番地14号
- 5 定款に記載された目的
この法人は、心身の発達に障害がある子ども達、またはその心配のある子ども達とその家族、地域の人達に対して、子どもや支援者が住み慣れた地域で安心して生活できるようになるために必要な療育と生活支援のための事業、福祉に関する教育・啓発活動を行い、地域生活に必要な支援体制を構築し福祉の向上と子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

県民協働課

公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があったので、同条第5項において準用する同法第

10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成27年7月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 申請のあった年月日
平成27年7月6日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人有機農業参入促進協議会
- 3 代表者の氏名
山下 一穂
- 4 主たる事務所の所在地
松本市波田5632番地1公益財団法人自然農法国際研究開発センター農業試験場内
- 5 定款に記載された目的
この法人は、国民の安全かつ良質な農産物への関心の高まりの中で、自然が本来有する生態系等の機能を活用して作物の健全な生育環境を形成しつつ、持続性を考慮した農業（以下、「有機農業」という。）を推進するために、公的機関及び民間団体と協働して、有機農業への新規及び転換参入希望者を支援することを目的とする。

県民協働課

公告

平成27年7月6日、長野県梓川土地改良区の定款変更を認可しました。

平成27年7月13日

長野県知事 阿部 守一

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成27年7月13日

長野県知事 阿部 守一

- 1 都市計画の種類及び名称
佐久都市計画地区計画 雪窓地区地区計画
- 2 縦覧場所
長野県建設部都市・まちづくり課及び御代田町役場

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供します。

平成27年7月13日

長野県知事 阿部 守一

1 都市計画の種類及び名称

佐久都市計画地域地区 用途地域

2 縦覧場所

長野県建設部都市・まちづくり課及び御代田町役場

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年 7月13日

長野県上伊那地方事務所長 青木 一男

1 許可番号

平成26年12月 8日 長野県上伊那地方事務所指令26上伊地建第35-10号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

駒ヶ根市赤穂5322、5327、5328の内、6724-1の内、6724-2の内

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

駒ヶ根市赤穂6073番地

株式会社倉田工務店 代表取締役 倉田 一徳

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成27年 7月13日

長野県長野地方事務所長 島田 伸之

1 (1) 許可番号

平成26年 8月11日 長野県長野地方事務所指令26長地建第12-3号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字坂田字久祢下331-1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字須坂1230-50

信越商事株式会社 代表取締役 上 沢 広 光

2 (1) 許可番号

平成27年 3月10日 長野県指令26都第10-13号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字寺窪2881番1

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市篠ノ井杵淵字新田前213番地4

社会福祉法人睦会 理事長 神 野 久 雄

3 (1) 許可番号

平成27年 6月16日 長野県指令27都第29-1号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字日滝字古池2242番4

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

須坂市大字日滝1161番地4

塚田 紗代、塚田 久文

都市・まちづくり課

公告

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、指定給水装置工事事業者を次のとおり指定しました。

平成27年 7月13日

長野県公営企業管理者 小林 利 弘

名 称	所 在 地	指 定 年月日
矢澤住設	長野市西尾張部665-1 カブアリゾートA棟101	平成27年 7月6日

企業局

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年 7月13日

長野県千曲川流域下水道事務所長

市 岡 進

1 入札に付する事項

(1) 調達製品等の種類及び数量

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場で使用する電気
 契約電力 1,550kW（平成27年10月1日から平成27年11月30日まで）
 1,800kW（平成27年12月1日から平成28年1月31日まで）
 2,100kW（平成28年2月1日から平成28年9月30日まで）

予定使用電力量 12,668,244kWh

(2) 調達製品等の特質等

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 調達期間

平成27年10月1日から平成28年9月30日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

長野市真島町川合1060-1

千曲川流域下水道上流処理区終末処理場

(5) 入札方法

入札金額は、1の(1)の契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した契約電力に対する単価及び使用電力量に対する単価（それぞれの単価は、同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の8に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税

事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。
- (3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領(平成23年3月25日付け22管第285号)に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 長野県暴力団排除条例(平成23年長野県条例第21号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (5) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第3条第1項の規定により許可を受けている一般電気事業者又は同法第16条の2第1項の規定により届出を行っている特定規模電気事業者であること。
- (6) 事故発生時等に緊急対応が可能な体制を確保していること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<http://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/shinse.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県会計局契約・検査課用品調達係

電話 026(235)7079

4 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市真島町川合1060-1

長野県千曲川流域下水道事務所 総務課

電話 026(283)4170

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成27年8月25日(火) 午後2時

イ 場所 千曲川流域下水道上流処理区終末処理場
管理本館2階会議室

(3) 郵送による場合の入札書の到達期限及び提出場所

ア 日時 平成27年8月24日(月) 午後5時

イ 場所 郵便番号 381-2203

長野市真島町川合1060-1

長野県千曲川流域下水道事務所 総務課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、この公告に示した調達産品を安定して供給できることを証明するための書類及び確認のための資料を平成27年8月7日(金)午後5時までに上記(3)の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までに提出があった書類等に関し照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

- (1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県千曲川流域下水道事務所長は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。
- (2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
Electricity of about 12,668,244kWh to be consumed in Chikuma-gawa Jyoryu Regional Sewerage System Final Treatment Plant
Contract demand from October 1, 2015 until November ,30 2015 : 1,550kW
Contract demand from December 1, 2015 until January ,31 2016 : 1,800kW
Contract demand from February 1, 2015 until September 30, 2016 : 2,100kW
- (2) Contract duration:
From October 1, 2015 until September 30, 2016
- (3) Place where the product is procured:
Chikuma-gawa Jyoryu Regional Sewerage System Final Treatment Plant
Address: 1060-1 Kawai, Mashimamachi, Nagano City, Nagano Prefecture

- (4) Contact point for the tender information;
description/conditions/and other inquiries:
General Affairs Division, Nagano Prefecture
Chikumagawa Regional Sewerage Office
1060-1 Kawai, Mashimamachi, Nagano City, Nagano
Prefecture 381-2203
TEL 026-283-4170
- (5) Time and place for the tender:
Time: 2:00 PM Tuesday August 25, 2015
Place: Conference Room Chikuma-gawa Jyoryu
Regional Sewerage System Final Treatment
Plant
- (6) Time limit for the tender by mail and the delivery
place:
Time: 5:00 PM Monday August 24, 2015
Place: General Affairs Division, Nagano Prefecture
Chikumagawa Regional Sewerage
Office
1060-1 Kawai, Mashimamachi, Nagano City,
Nagano Prefecture 381-2203

生活排水課

正 誤

平成27年7月6日付け長野県松本建設事務所告示第4
号「道路の区域変更及び関係図面の縦覧」中

ページ	行(箇所)	誤	正
6	左側11	158線	158号
6	左側26	158号線	158号

情報公開・法務課
